



ふじよしだ

第149号

3月定例会 予算特別委員会

議会だより

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

6月定例会開催予定

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
			本会議 (開会) 14:00			
14	15	16	17	18	19	20
				本会議 (一般質問) 13:00	本会議 (一般質問) 13:00	
21	22	23	24	25	26	27
	常任委員会 (総務経済) 10:00	常任委員会 (文教厚生) 10:00	常任委員会 (建設水道) 10:00		本会議 (開会) 14:00	

本会議・常任委員会を傍聴しませんか？

本会議・常任委員会を傍聴することができます。日程は左表にてご確認ください。

●傍聴受付

本 会 議 当日、議場傍聴席入口にて受付。

常任委員会 当日、本庁2階議会事務局にて受付。常任委員会開会場所は、本庁3階大委員会室。

詳細は議会事務局までお問い合わせください。

☎0555-22-0612

3月定例会

令和2年度予算

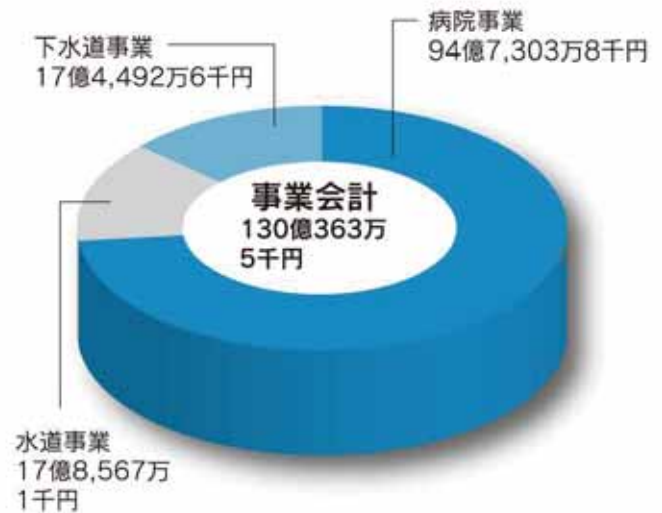
一般会計総額は239億4千万円

令和2年3月定例会は、3月2日開会され、22日間の会期を終えて、3月23日に閉会しました。

本定例会では、報告1件、新年度予算9件、条例の制定改廃11件、補正予算4件、その他4件の市長提出議案等について審議し、いずれも承認・可決しました。市政に対する一般質問は、3名の議員が行いました。



一般会計	239億4千万円
特別会計	114億3,216万3千円
●国民健康保険	53億6,226万3千円
●後期高齢者医療	10億7,930万円
●介護保険	47億4,928万3千円
●介護予防支援事業	1,674万9千円
●看護専門学校	2億2,456万8千円
事業会計	130億3,633万5千円
●病院事業	94億7,303万8千円
●水道事業	17億8,567万1千円
●下水道事業	17億4,492万6千円
合計	483億7,579万8千円



報告案件・即決案件の概要

報告第1号

専決処分報告について

(令和元年度富士吉田市一般会計補正予算第6号)

【内容】

歳入歳出にそれぞれ16億円を追加し、総額を269億5,020万7千円としたものです。

歳入では、指定寄附金16億円を増額したものです。歳出では、ふるさと寄附推進事業費7億6,833万9千円、ふるさと振興基金積立金8億9,316万1千円を増額したものです。

議案第23号

訴えの提起について

【内容】市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求めるもの。

議案第28号

令和元年度富士吉田市一般会計補正予算(第8号)

【内容】

歳入について子ども・子育て支援臨時交付金996万4千9千円を増額し、前年度繰越金996万4千9千円を減額するもの。

議会だより編集委員会

委員長 渡辺利彦

副委員長 勝俣米治

委員 渡辺幸寿

小俣光吉

桑原守雄

前田厚子

議会の動き

常任委員会 行政視察研修

本市の課題や各種懸案事項について、見識を深め、研鑽を積むべく常任委員会の行政視察研修が実施され、先進地において担当者による研修を受け、本市の状況を踏まえた質疑をするなど、活発な議員の調査活動が行われました。

■総務経済委員会

●実施日 1月27日～28日
●研修先 東京都立川市
●神奈川県小田原市

●内容
「立川防災館」について
「小田原市観光戦略ビジョン」について



■文教厚生委員会

●実施日 1月27日～28日
●研修先 埼玉県熊谷市

●内容
「熊谷市スポーツ・文化村くまびあ」について



■建設水道委員会

●実施日 1月30日～31日
●研修先 神奈川県横須賀市

●内容
「横須賀中央エリアまちづくり」について



議員合同研修会・ 自治講演会



2月4日に山梨県市議会議長会主催による合同研修会がアピオ甲府にて開催され、元プロ野球選手・アテネオリンピック日本代表、小林雅英氏を講師に、「野球と地域と私」と題しての講演があり、また、同日午後には、山梨県市町村振興協会主催の自治講演会が山梨県自治会館で開催され、キャノン・グロ―バル戦略研究所研究主幹、宮家邦彦氏を講師に、「地政学と日本の大戦略」と題して講演がありました。いずれも、議員として、今後の活動に役立つ、有意義な研修でした。

委員会の審査から

- ☐ 予算特別委員会 ☐ 総務経済委員会
☐ 文教厚生委員会 ☐ 建設水道委員会

予算特別

令和2年度一般会計、特別会計及び事業会計の9会計の予算を審査するため、次の10名で構成される「予算特別委員会」を設置し、審査を行いました。

委員長	前田 厚子
副委員長	戸田 元
委員	渡辺 幸寿
	渡辺 貞治
	羽田 幸寿
	宮下 宗昭
	渡辺 新喜
	渡辺 大喜
	藤原 栄作
	伊藤 進

●一般会計

予算総額は239億4千万円で、骨格的予算であった前年度当初予算に比べ4.2%の増加となっております。

主な歳入については、市税においては、前年度当初予算に比べ0.6%減の65億6300万円余りが計上されております。また、地方交付税については、前年度当初予算と比べ6.0%増の26億5千万円が計上されております。

その他、国・県支出金45億1200万円余り、寄付金15億2100万

円余り、市債20億1500万円余り、その他収入66億7700万円余りが計上されております。

歳出については、第6次総合計画の6つの体系に沿って、第1章「安心して健やかな暮らしを支える『保健・医療・福祉』の向上」に75億9500万円余り、第2章「心豊かな人を育む『教育・文化・スポーツ』の充実」に23億800万円余り、第3章「未来につながる美しく快適な『生活環境・景観』の創造」に23億1500万円余り、第4章「暮らしの安全性・利便性を高める『都市基盤・防災環境』の整備」に33億1800万円余り、第5章「活力とにぎわい・交流を生み出す『地域・産業・観光』の振興」に7億2100万円余り、第6章「みんなで未来を考え取り組む健全な『地域経営』の推進」に38億3400万円余り、その他一般経費として38億4500万円余りがそれぞれ計上されており、第6次総合計画に掲げられている「富嶽共創」の基本理念実現に向けての予算として、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、歳出の審査の中で、企画・調整事業において、国土強靱化計画の策定にあたっては、富士山噴火をはじめ本市に必要とされる防災対策等について検証したうえで、万が一、

本市が被災した際に、被害を最小限に食い止めることができるよう十分に留意願う、との要望がありました。

まちづくり事業において、西裏地区には、ナイトタイムエコノミーなど本市の観光振興推進に向けた肝となるべき可能性が秘められているので、今後、西裏地区の地域の方々の意見に耳を傾けて中心市街地活性化に取り組んでいただきたい、との要望がありました。

コミュニティセンター等管理運営事業において、今後、基幹コミセンだけでなく地区会館も合わせて、具体的なスケジュール等に沿って、計画的な改修に努めていただきたい、との要望がありました。

森林環境整備事業において、森林環境の整備については、森林育成等に係る地域指導者となる「森林再生パートナー」を育成していくことが重要であるため、行政関係者の人材育成だけでなく、森林育成に携わる一般人に対する研修制度の構築や各種啓蒙活動などに取り組んでいただきたい、との要望がありました。

スマートインターチェンジ設置事業において、現在、実験的に行われているETC再入場が本格運用される際には、（仮称）富士吉田南スマートインターチェンジにおいても実現できるよう努めていただきたい、

との要望がありました。

横町熊六線外2路線整備事業において、国道138号の拡幅に伴う道路改良工事が行われている諏訪内1号線については、来年度に居住開始となる市営住宅が隣接しており、今後、児童生徒の通学路になることも見込まれることから、地域住民の安心安全確保のために、市が、防犯灯の設置を適切に行うようお願いしたい、との要望がありました。

特定空家・ブロック塀等撤去改修促進事業において、特定空家対策については、専任職員の配置などの必要な対策を講じ、市民が不安を感じることをない迅速な対応が図られる体制づくりに努めていただきたい、との要望がありました。

非常備消防事業において、「準中型免許」取得に係る補助制度創設に伴い、これにより免許を取得した消防団員ができるだけ長い期間にわたり消防団に所属し消防活動が続けられるよう努めていただきたい、との要望がありました。

総合教育支援事業において、ハイパーQ検査の実施によって得られる個人のデータについては、綿密に検証して、いじめや不登校対策など児童生徒のためになる活用を図っていただきたい、との要望がありました。

図書館管理運営事業において、市立図書館については、本の貸し出しや通常の施設利用に留まらず、観光拠点としての活用などより多くの人がいろいろな場面で利用できるよう取り組んでいただきたい、との要望がありました。

●特別会計・事業会計

特別会計は、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、介護予防支援事業、看護専門学校等の5会計、事業会計は、市立病院事業、水道事業、下水道事業の3会計に係る予算の審査を行い、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。



議案第10号

●審査案件

富士吉田市若者交流施設御師浅間坊の設置及び管理に関する条例の制定について

●審査結果

若い世代の郷土愛を醸成すること、若い人材の流出を抑制し、地域の活性化を図るために若者への情報提供や交流の場の拠点としての富士

吉田市若者交流施設御師浅間坊を設置するため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、富士吉田市若者交流施設御師浅間坊については、地元企業のインターンシップにも繋がるような幅広い活動も視野に入れ、施設の活用を図ってもらいたい旨の要望がありました。

議案第11号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化、及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

引用する法令の改正に伴う条すれを整理等するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号

富士吉田市特定空家等判定等審議会条例の一部改正について

富士吉田市特定空家等判定等審議会の庶務を企画部から都市基盤部へ移管するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号

富士五湖ふるさと市町村圏基金に対する出資金に係る権利の放棄について

富士五湖広域行政事務組合で設置する「富士五湖ふるさと市町村圏基金」を取り崩し、富士五湖広域行政事務組合の新庁舎建設事業の経費に充てることとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号

富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について

新型コロナウイルス感染症などの事由による急激な経済環境の変化時において、市内中小企業者に対し円滑な資金調達を促すため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

なお、審査の中で、コロナウィルス感染症による経済対策として、国も融資制度を実施するが、富士吉田商工会議所とも連携する中で、本市が率先して適切な指導・助言を行ってほしい旨の要望がありました。

議案第25号

令和元年度富士吉田市一般会計補正予算（第7号）

今回、歳入歳出にそれぞれ3億7937万5千円を追加し、総額を273億2958万2千円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金1億332万8千円、教育費国庫補助金7496万5千円、市債7490万円等を増額するものであります。

歳出では、小中学校情報セキュリティ強化事業費1億4993万円、特定防衛施設周辺整備基金積立金1億1395万8千円、土地開発公社経営健全化基金積立金5554万2千円等を増額するものであります。

また、繰越明許費として、水道事業会計負担金事業977万3千円、自然公園管理運営事業521万7千円、公園管理運営事業485万6千円、小中学校情報セキュリティ強化

化事業1億4993万円を繰り越すものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。



議案第13号

● 審査案件

富士吉田市印鑑条例の一部改正について

● 審査結果

成年被後見人の印鑑登録に係る権利制限を見直す等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号

富士吉田市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

引用する法令の改正に伴う条項ずれを整理するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号

住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

今回、国道138号以南の新屋地区について、「街区方式」の方法により住居表示を実施しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号

令和元年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

今回、歳入歳出にそれぞれ1億8518万4千円を追加し、総額を54億4370万6千円とするものであります。

歳入では、保険給付費等交付金1億8518万4千円を追加するものであります。

歳出では、国保一般被保険者療養給付事業費1億708万8千円、国保一般被保険者高額療養費支給事業費7809万6千円を追加するものであり、妥当と認められますので、

原案のとおり可決すべきものと決しました。



議案第15号

● 審査案件

富士吉田市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

● 審査結果

引用する法令の改正に伴う条項ずれを整理するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号

富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市営上吉田団地の新築に伴い、施設の名称及び位置等の規定を追加し、また、修繕費用の負担の明確化を図る等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号

富士吉田市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について

修繕費用の負担の明確化を図る等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号

富士吉田市単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

修繕費用の負担の明確化を図る等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号

富士吉田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

引用する法令の改正に伴う条項ずれを整理し、また、水道供給区域を住居表示に合わせるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認めら

れますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号

市道の認定について

地域住民の利便性及び生活環境の向上を図るため、諏訪内4号線及び諏訪内5号線を市道認定しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、諏訪内4号線及び諏訪内5号線について、来年度に居住開始となる市営住宅入居者による生活路線となり、また、国道138号の拡幅に伴う迂回道路としての利用がさらに増すことが見込まれるため、除雪対象路線として認定してもらいたい旨の要望がありました。

議案第26号

令和元年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

今回、繰越明許費として、公共下水道建設事業820万円を繰りこすものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

コロナに負けるな！ コロナに負けない！

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着してる可能性があります。

外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのばすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

3月 市政 一般質問 抜粋



前田厚子
議員

質問① SDGsから考える 食品ロス削減について

1回目の質問

「SDGs」と言っても、まだその関心も低いのが現状かと思う。

「持続可能な開発目標(SDGs)」は、2015年9月の国連サミットにおいて、国際社会共通の目標として決められた。2015年から2030年までの開発の指針として「我々の世界を変革する為の持続可能な開発の為の2030アジェンダ」が採択され、その中で示された17の具体的な行動指針が「SDGs」となっている。その結果、これらの目標を達成することで、持続可能な世界を実現し、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを目指している。

そこで聞きする。

1 点目、開発目標の17の課題の一つで「2030年までに世界全体の一人当たりの食品廃棄の量を半

減し、食品ロスの減少を達成する。」と掲げられている。食品ロスが生じる背景には、必要な量を超えた食品を生産することが当たり前になっているといった実情がある。

県も新年度予算に食品ロス削減推進事業費として約600万円を計上した。これは、持続可能な社会の実現を目指すため、県民及び事業者に対し食品ロス削減に向けた意識を醸成する取組を行うとして、事業内容・推進協議会の設置・シンポジウム・食育ボランティア・研修等の開催などに使われるものだが、このような県の動きを見て、本市ではどのような取組をしているのか、またこれから計画していくのか、お聞かせ願う。

2 点目、家庭で出来る食品ロス対策を考えると、食料品は、必要な量だけを購入し、又、スーパーなどで食料品を買う時、消費期限の近い物から買ったりするなどすれば、それだけで廃棄のリスクが下がると思う。市として、食品ロス削減の意識を醸成する取組を積み上げていただきた

いと思うが、市としての考えをお聞かせ願う。

3 点目、近隣の市町村では、既にお店などでは、「30・10」運動という宴会開始30分と宴会終了前10分間は食べきりタイムとして推進している。

また、賞味期限と消費期限といった期間表示の意味を正しく理解していただくことも必要ではないか。

今後本市では、家庭また外食産業における食品ロス削減への意識啓発を進めていかれるのか。また、賞味期限と消費期限といった期間表示の理解推進の必要性や周知の取組についても考えをお聞かせ願う。

4 点目、学校給食の食べ残しについて、3点お聞きする。

①新給食センターになってから、更に給食がおいしくなったとお聞きする。しかし、まだまだ給食の食べ残しが残飯となつて給食センターに戻つて来る。その量を毎日記録されているようだが、1人当たりの食べ残しはどのくらいか。その数値は年々減少しているのか。

②残飯の処理は、今も可燃物として焼却所に持ち込んでいると伺ったが、今後も改善の予定はあるか。県内では、残飯を堆肥に替えて市民に提供している市町村も多く、先日視察に行った北杜市では、「シンクピア」という機器を導入し、微生物で分解し

て水にして、そのまま下水道に流すなど、CO2の排出量を減らす努力をされていた。このような事もかんがみ、本市の今後の考えをお聞かせ願う。

③子ども達の給食の食べ残しを減らす為には、やはり食育の推進であり、また、学校給食の現場に栄養教諭や栄養士さんたちが配置されることが望ましいと思うが、現在、学校内の栄養教諭・栄養士の配置についてはどのようになっているか、お聞かせ願う。

1回目の市長答弁

食品ロス削減については、国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多く存在することから、真摯に取り組むべき課題であることと認識している。

食品ロスを削減していくためには、一人ひとりが他人事ではなく、自分事として捉え、また理解するだけにとどまらず、行動に移すことが必要であり、そのために市として、市民の皆様の意識の醸成とその定着を図っていく必要があると考えている。

1回目の市民生活部長答弁

まず、1点目の県の動きを見て、

本市ではどのような取組をしているのか、またこれからの計画についてであるが、第2次富士吉田市食育推進計画の策定に当たり「食品ロス」について市民にアンケート調査を実施したところ、認知度も7割以上という結果であった。

これを受け、「食べきれぬ量を購入する」や「調理で作りすぎない」など食卓で実践できることを広く市民の皆様に周知し、意識の醸成を図っていきたく考えている。

また、食品ロス削減に特化した計画については、今月中に国において策定される基本方針に基づき検討していく。

次に、2点目の「食品ロス削減の意識を醸成する取組み」についてであるが、現在、市役所や図書館等にパンフレット等を配置し、食品ロス削減への意識啓発を実施している。

今月中に国において策定される基本方針に基づき、富士吉田商工会議所や事業所と連携し、食品の製造から消費に至るまで行程全体での食品ロス削減に向けた意識の醸成に取り組んでいく。

次に、3点目の「家庭や外食産業における食品ロス削減への意識啓発について」であるが、消費者庁の調査によると、食品ロスへの認識は高いものの、行動に移すことが難しい

実態が明らかになっていることから、「必要量に応じた購入を徹底する」といった、食品を無駄にしないための具体的な取組を伝えることや飲食店における「30・10」運動等、行動につなげる啓発を強化していく。また、「賞味期限」と「消費期限」等の期限表示の理解推進については、関係機関と連携協力し、ラジオ放送や出前教室など様々な機会を通して周知していく。

1回目の教育部長答弁

4点目の学校給食の食べ残しについてであるが、まず、本市の一人当たりの年間の残飯量は、平成29年度は5.84kg、平成30年度においては5.57kgであり、献立及び調理の更なる工夫と食育を強化してきたことにより、全国平均と比較しても少なく、減少している。

次に、残飯の処理については、残滓処理機で水分を取り除き、可燃ごみとして処理することが現在において最善の方法であると考えている。

次に、学校内の栄養教諭・栄養士の配置についてであるが、市内小中学校の栄養教諭等の任用は、山梨県教育委員会が行うものであり、市内には、吉田小学校と明見中学校にそれぞれ1名の栄養教諭が配置されて

いる。現在、その2名の栄養教諭が、市内の全小中学校を巡回し、児童生徒に対して食育を行っている。

2回目の質問

SDGsの目標にもあるように、いかに「1人当たりの食品廃棄の量を半減し、食品ロスの減少を達成す



る」その為にも、食べ残しを減らしていくかについて検討していくべきだと思う。現場での食育を更に充実させ推進していくべきだと考える。

食育を推進する栄養教諭は、何校に1名という決まりはあるのか。本市では、その県の基準を充たしているか。県の資料を見ると、「令和6年度には全ての学校栄養職員、つまり栄養士を栄養教諭に任用替えることを目標としている」とあったが、これはどのようなことと仰っているのか。

2回目の教育部長答弁

まず、食育を推進する栄養教諭の小中学校への配置基準については、本市の学校給食については、学校給食センター方式を採用している。現在、市立小中学校には合計3543名の児童生徒が在籍しており、本市には山梨県教育委員会から2名の栄養教諭が配置されている。

次に、山梨県が令和6年度には全ての学校栄養職員を栄養教諭に任用替えることの目標についてであるが、令和2年度から令和6年度までに、現在任用している学校栄養職員が栄養教諭の登用試験を受けることにより、合格者については栄養教諭として登用していく方針である。

3回目の質問

今や、SDGsに対し、その達成に取り組む自治体は、全体の13%で241団体あるそう。例えば、神奈川県大和市では、まずSDGsの認知度を向上する為に市立図書館でSDGsを特集した書架を設置して、SDGsを啓発する取組に挑戦している。本市においても、食品ロスやインフラやまちづくりなどの環境問題を考えていくなかで、SDGsの理念を適用していけると思う。

本市としてのSDGsの推進、取組については、どのような見解かお聞きする。

3回目の市長答弁

私は、この「SDGs」の目指す持続可能で多様性のある社会の実現については、世界の国々が共通の理念のもとに行動していくことが必要であり、我が国においても、国、地方自治体、企業、団体、個人など、社会に関わる全ての主体が意識すべきものと認識している。

本市においても、第6次総合計画において、「持続可能性確保への多面的な取り組み」を主要課題として位置づけ、「SDGs」の理念に基づく

様々な取組を進めているところである。

質問②
市立病院の経営健全化に向けた取組について

1回目の質問

昨今の公立病院を取り巻く環境は年々厳しくなっており、安定した経営を行っていくだけでも難しいというのが現状ではないか。

平成23年4月に、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合の補助を受けて導入した「リニアック」は、当時の医療において先進的なものであり、また、経営上の観点でも大いに意義があったものと認識している。公立病院を取り巻く現状の中、最新の医療機器を導入することにより、優秀な人材の確保、高度医療の提供、経営状況の改善や経営の安定化につなげていくことが重要ではないか。このような視点から病院経営を行っていくことも重要と思うが、市長の考えをお聞かせ願う。

また、ここ何年間かの市立病院の決算をみると、経営悪化の兆候がみられ、今後の病院経営の改善に向けた取組に対する市民の関心が高まっている。これまで、病院経営の健全



化に向けては、様々な計画・プランの実行に伴う成果もあり、また、課題も出ているものと思う。

それらも踏まえた、今後の取組への考え方などあったら、併せてお聞かせ願う。

1回目の市長答弁

私も前田議員と同じ考えであり、市立病院への最新の手術支援ロボットの導入に向け、昨年の9月定例会市議会において、議員の皆様へ支援をお願いをさせていただいた。最新で

ハイレベルな医療を提供することにより、地域住民の皆様へ安心・最善の治療を提供したいと強く考えている。その結果として、若手医師にとっても魅力ある病院となることで、医師の確保、経営状況の改善や安定化に必ずや、つながっていくものと確信している。

また、病院経営の改善に向けた今後の取組への考え方については、これまでも病院経営の健全化に向けて「病院改革プラン」を策定する中で進めてきた。現病院の新築から19年を迎え、建築設備や医療機器が更新時期を迎えることによる再投資や消費増税、建設企業償元利の償還、公営企業制度改正による退職給付引当金の引き当て義務化など、医業収支に強く影響を与える要素が顕著化していることは事実である。

しかし、このような状況の中、診療体制の強化などにより、本年1月までの状況ではあるが、入院、外来の医業収入としては、それぞれ昨年に比して1億8千万円、6900万円の増収となっており、決して収益が悪化しているものではない。

今後も、自治体病院としての役割を果たすべく、地域住民の皆様へ信頼され、安全で、安心できる医療の提供ができる体制づくりを心がけ努力していく。

3月 市政 一般質問 抜粋



伊藤 進
議員

質問① 新型コロナウイルス に関する本市の対策 について

1回目の質問

新型コロナウイルスの我が国の発生状況を見ると、2月1日時点で20人だった国内感染者は急増し、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の罹患者を含め、2月29日時点で900人を超えるという状況になっている。クルーズ船乗客乗員の船舶は、3月1日に完了したものの、今後関係者から陽性反応が出る可能性は否めない。

国内での新型コロナウイルスの感染拡大を受け、山梨県においても、長崎知事が県内の感染症の専門家による会議を設置し、山梨版CDCとして機能させると聞く。

新型コロナウイルス感染者が山梨県内を訪れていたという報道もあり、市民の不安が拭えない状況にある。県内で新型コロナウイルス感染者が

現れた場合、本市としてどのような対応をとるのか伺う。

現在、県内の公立市立小中学校、高校、特別支援学校は、国の要請に基づきすべて臨時休校となっているが、仮に、本市の学校関係者や教育現場で新型コロナウイルス感染者が判明した場合、市としてどのような対応をとるのか伺う。

新型コロナウイルス感染症に関連して、誤った情報に基づく不当な差別、偏見、いじめ等があつてはならない。不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることはないように、正しい情報に基づいた冷静な行動が求められると考えるが、本市としてどのような対策を講じるのか伺う。

1回目の市長答弁

本市の新型コロナウイルス感染症対策としては、あらゆる媒体を利用し、感染予防対策についての周知を行い、国内の感染拡大とともに、「庁内対策会議」、「富士吉田市新型

コロナウイルス感染症対策本部」と段階的に設置し、対応策をその都度協議してきた。

その結果、今月15日までを目安に市のイベント等の開催延期や中止を決定し、市内公立小中学校は今月4日から10日までの7日間を臨時休校とした。また、図書館や富永時等の市の施設も、今月15日までを閉館とし、これらの情報を新聞折り込みにて市民の皆様へ周知した。

今後とも、随時、臨時休校等の期間について判断し、引き続き予防対策の徹底を図っていく。

山梨県内で感染者が発見された場合の対応だが、感染症の検査は県内の各保健所が窓口となり行われている。検査結果が陽性となった場合には、山梨県から感染に関する報告やその後の対応策が示されることから、本市としては、国及び山梨県と綿密に連携を図りながら迅速に対策を講じていく。

今後も、感染動向の把握や市民の皆様への的確な情報提供に努め、まん延防止対策の実施、感染拡大に備えた医療体制の確保、さらに、相談窓口の開設や要援護者への支援体制の整備、また、社会不安を解消するための広報活動の充実・強化等といった対策を確実に講じていく。

本市の学校関係者や教育現場で感

染者が判明した場合には、感染者が発生した学校については、山梨県と相談した上で臨時休校にし、保健所の指導監督の下、防護服を着用の上、学校内の消毒作業を行う。同時に、保健所は、学校への聞き取りを行い、感染者との濃厚接触者の範囲を確認し、濃厚接触者の健康観察を行うことになっている。

休校中の居場所の確保が難しい児童については、学童保育において受入れを行うほか、学童保育を利用していない小学校1年生から3年生の児童で、祖父母や親類等で預かってもらうことが困難な場合などは、学校内での受入れを行っている。

今後の新型コロナウイルス感染症の対応については、状況に応じて、その都度、教育委員会から市内公立小中学校保護者への一斉メールや各小中学校を通じて、全保護者に対し通知をしていく。

次に、人権侵害対策についてだが、いかなる状況であっても、差別や偏見等があつてはならない。人権侵害は、あやふやな情報による不安からくる混乱が大きな要因と考えられることから、各種媒体等を通じて市民の皆様へ速やかに正しい情報を提供することで、混乱防止と不安軽減を図り、人権侵害につながらないようにしていく。

質問② 少子高齢化・人口減少化 社会における市立病院の 在り方について

1回目の質問

富士吉田市立病院は、昭和23年8月に病床数40床の下吉田町立病院として開設して以降、昭和26年3月の市制施行に伴う富士吉田市立病院への改称を経て、地域の要請にこたえながら整備充実を図りつつ、現在では一般病床250床、療養病床50床、感染症病床4床の総合病院として発展してきた富士北麓医療圏唯一の自治体病院である。また、災害拠点病院としても認定され、自治体病院としての役割を担っている。

しかし、本格的な少子高齢化社会の到来に伴い、少子化や人口の都市集中により地方部の自治体を中心に地域消滅が相次ぐことが予測される。これに関して、近い将来に到来する現実として議論されているのが「2025年問題」である。

我が国の年齢別の人口構成で大きな割合を占めている第1次ベビーブーム世代が、2025年には全員75歳以上の後期高齢者となる。後期高齢者になると、加齢により医療を受ける機会が多くなり、医療の需要は

確実に増えていく。2025年以降の後期高齢者の急増と出生数減少が深刻な医療従事者の人材不足を生むと考えられる。

これからの地方自治体の最重要課題の一つは、地域に必要な医療従事者の人材をいかに集めるかである。これからの時代は、今までの行政の常識が通じない時代になる。

このような時代において自治体病院として医療従事者の人材をどのように確保していくのか、執行者の考えを伺う。

1回目の市長答弁

富士吉田市立病院の病床数は、平成13年5月に現在地に移転した際の一般病床250床、療養病床50床、感染症病床4床の304床で稼働している。また、病院職員については本年2月現在、医師46名、看護職256名、医療技術職88名のほか、事務職等64名で合計454名のスタッフにより医療活動を行っている。

「2025年問題」を踏まえた医療従事者の人材確保対策だが、平成30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」では「公立・公的医療機関等については、地域の医療需要等を踏まえつつ、地域の民間医療機関では担うこ

とのできない高度急性期・急性期医療や不採算部門、過疎地等の医療提供等に重点化するよう医療機能を見直し、これを再編・統合の議論を進める」とされている。

また、国の指針を受け、山梨県が設置する「地域医療構想調整会議」では、2025年のあるべき姿に向けて必要な医療機能の見直しを行っていくとされている。富士吉田市立病院においては、その見直しの結果等も踏まえながら、人材の必要数などを算出していく。

また、医師については、これまで、万全の体制となるよう人員を確保しているが、今後も、院長をはじめ、医師を派遣していただいている山梨大学医学部付属病院等との関係を密にし、医療機器の充実に努め、医師にとつて魅力ある病院とすることと確保に努める。

また、看護職等については、就職活動解禁が早くなっていることを考慮し、就職セミナーへの積極的な参加のほか、職員募集、採用試験の早期実施などによる新卒者の確保や働き方改革を進め離職防止に努めている。

また、院内保育室の拡充により、子育て世代の復職環境の整備に努め、今まで以上に働きやすい環境を整えていく。

2回目の質問

病院は医師や看護師などの人材を雇用し、医療を提供することで収益を上げる組織であり、医師看護師などの医療人材をどう集めるかが、経営に大きく影響する。

持続可能な自治体病院の経営を維持するための人材雇用の在り方は、本市にとつても大きな課題となる。

自治体病院の最大の収支改善策は医師の雇用であるといえる。医師数が増加することで医療提供力が向上し、患者も集まり収益が上がる。逆に医師数が減少すると、医師一人当たりで入院患者を診る数も限界があるので、病床を埋められずに収益が悪化する。

先日私は、公益社団法人全国自治体病院協議会主催の「地域の医療を守るために、地方議員への期待」という議員研修に参加し、その中で富山県朝日町あさひ総合病院の医療人材確保のための取組みについて聞いた。

「医師の雇用においては、それまでになかった医師の初任給調整手当を創設し、富山大学付属病院教授の協力を得た健康街づくりマイスター養成講座の開設、さらに富山大学医学部学生の地域医療臨床実習の積極

的な受入れを進めた。

看護師の雇用においては、医師と同じく、初任給調整手当の創設や修学資金の貸与に係る金額の増額とともに、本市と同様に、院内保育所や病児・病後児保育室の新設、さらに病院のユニフォームの全面更新により、職員が機能的で気持ちよく働きやすい環境づくりを進めた。

こうした取組みにより、医師看護師の人材を確保するとともに、病院の収益も大幅に改善し、昨年4月から8月の5か月で前年比約9千万円の診療報酬増を実現している。」とのことだった。

研修終了後、講師の先生と直接お話しした際に、先生は「医師看護師の人材確保のためには研修体制をしっかりとることが大切。また高度医療機器の整備を上手に活用し人材を確保することだ」と話された。

医師看護師の人材確保のためには、魅力ある充実した研修制度が必要と考えるが、執行者の考えをお聞かせ願う。

また、高度医療機器の整備は、市立病院にとって大きなメリットになると考えるが、医師看護師の人材確保のためにどのようにアピールしていくのか伺う。

2回目の市長答弁

市立病院では、以前から給与等の待遇だけでなく、院内保育室の整備など、医療人材確保の取組を充分進めている。さらに、病院機能評価の認定を取得することで、医療の質の向上と効果的なサービスの改善に努めるとともに、病院機能の質を高め、病院の魅力づくりにも努めている。

近年は、山梨大学医学部学生の地域医療臨床実習の受入れや、新医師臨床研修制度に基づく専攻医の受入れも積極的に行い、医師数もここ10年は45名前後の常勤医師を確保しており、現状において医師不足はない。また、一般病床の利用率も昨年度82.2%と高い病床利用率を誇っている。

医師看護師の人材確保の研修についてだが、市立病院では、既に医師、看護師だけでなく、すべての医療従事者を対象とした研修制度を導入し実施している。

医療は日々進歩しており、医療従事者は新しい治療に関する情報や医薬品の情報、また、治療方法や看護方法等、常に新たな情報の収集に努めなければならない。

また、近年は医療分野ごとの専門化が進んでおり、研修計画に基づき



研修を実施することが重要と考えている。医師については、学会や研究発表会への参加により新しい技術に触れ、専門医の認定更新や医師としてのスキルアップを図っている。看護師については、院内の年次研修に加え、院外研修として勤務経験に合わせた研修プログラムにより、様々な患者に対応できるよう研鑽している。

私は、このような研修による知識

の習得やスキルアップを通して、市立病院の魅力向上と人材確保につながっていくものと確信しており、また、高度医療機器の整備は、医師をはじめとした機器ライセンス取得者などには大きなアピールポイントになるので、今後も院長を先頭に引き続き、医療従事者の人材の確保に努める。

3月

市政 一般質問 抜粋



奥脇和一
議員

質問① 新倉山浅間公園の観光 施策と周辺環境の整備 について

1回目の質問

新倉山浅間公園は、ここ数年、インバウンドの観光客の増加等により、今年3月までの1年間で、55万人余りの来場者数が見込まれているが、「多くの観光客が訪れても、地元観光消費に繋がっていない」との市民の声が、多く寄せられている。

そこで1点目として、新倉山浅間公園にこれほど多くの観光客が訪れている中で、市長は、これまでどのような観光消費に繋がる取組みをしてきたのか、また、今後どのような施策を講じていくお考えか伺う。

今年は、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を控え、さらなる来訪者の増加が想定される一方で、来訪者の増加は交通量の増加をもたらし、お姫坂踏切周辺地域の危険性はますます高まり、慢性的

な渋滞等により周辺住民の生活に支障をきたしている。

そこで、2点目として、お姫坂踏切周辺地域の危険性の緩和策として、より安全性が担保された、より効果的な施策を検討していくとのことだが、現在の進捗状況について伺う。

また、公園周辺道路の渋滞解消策として、普通車専用の駐車場を新たに整備する等、より効果的な方法を模索していくとのことだが、現在の進捗状況はいかがか。

1回目の市長答弁

1点目の、新倉山浅間公園に多くの観光客が訪れている中でこのこれまでの観光消費につながる取組についてだが、近年の観光は、物見の観光から体験型・交流型の要素を取り入れた着地型の観光へと変化しており、昨年度は、消費決済の利便性を高めるキャッシュレス化の推進事業に加え、体験プラン造成事業として100を超えるプランを造成し、新倉山

浅間公園から市内へ周遊する観光客の増加を図った。

本年度は、西裏地区におけるナイトタイムエコノミー事業を観光庁のモデル事業として実施し、「ノスタルジックで昭和レトロなまち西裏」としてPRも行い、日本人はもとより海外の方が訪れても楽しめるまちとして、着実に観光客も増えている。

新倉山浅間公園内には、移動式観光案内車両を3年前から配置し、スィーツマップやうどんマップ、さらには西裏マップや観光パンフレットの配布、また、ドローンにて撮影した市内各所の動画などを流し、市内への誘客に努めている。

桜まつりにおける駐車場協力金の領収書を富士山リーダーダム館、ふじさんミュージアム及び旧外川家住宅の無料チケットとすることで、それら施設への回遊を促し消費活動へつなげる取組も行っている。

その他、ホームページやフェイスブックなどのSNSも活用し、新倉山浅間公園近くの飲食店や宿泊施設のある案内、市内の撮影スポットや魅力ある飲食店等の情報発信を行うなど、あらゆる手段を通じて市内への誘客と観光消費額の増加へつなげるよう取り組んでいる。

これらの取組の効果もあり、過去4年間で市内のゲストハウスが約50

件増加する状況につながっている。

今後の施策としては、新倉山浅間公園から市内への誘導看板を設置し、下吉田駅、本町通り、西裏地区を歩いて回る動線につなげ、更なる観光消費の向上につなげていく。

特に、ナイトタイムエコノミー事業は夜の観光消費として、市内宿泊への誘因となることから、この取組みのための費用を新年度予算に計上した。

また、3月14日からは、富士急行線に乗り入れるJR特急及び富士急行の特急すべてが下吉田駅に停車することになり、副駅名として新倉山浅間公園の名称が付されることになった。これにより、新倉山浅間公園の玄関口となる下吉田駅周辺の環境も変化し、ますますにぎわいをもたらすことが見込まれ、こうした民間事業者の動きと連動する中で、観光を通じた地域の活性化を図っていく。

2点目の、おひめ坂踏切周辺地域における危険性の緩和策についてだが、昨年の9月定例会で可決いただいた補正予算にて、より安全性が担保された、より効果的な方策を検討するための予備設計業務を現在、発注しているところである。

今後は、解決策として示された複数案の中から、安心安全の確保、費用対効果、コスト等の総合的な観点

から、庁内で検討を重ねる中で解決策を決定し、より実効性のある計画につなげていきたい。

公園周辺道路の渋滞解消策については、下吉田駅周辺への駐車場整備を基本とする中で、駐車場用地としての適否やトイレ設置の可能性等、総合的に検討するための基礎的な調査業務を実施していきたい。

いずれにしても、新倉山浅間公園の周辺整備については、国内外から訪れる観光客の皆様を、おもてなしの気持ちをもって、より良い環境でお迎えできるようにするとともに、周辺住民の皆様の生活環境をもしっかりと守るために、スピード感をもつて取り組んでいく。

2回目の質問

計り知れない可能性を秘めるこの新倉山浅間公園には、国内外の観光客が気持ちよく訪れていただくための管理運営が重要と思う。

新倉山浅間公園の管理運営について、どのような取組みをしてきたのか、今後、どのようにしていく考えが伺う。

2回目の市長答弁

新倉山浅間公園の管理運営について

てだが、来訪者に対しては、より快適に園内を散策していただけるよう、公園運営に関する様々な業務の改善に積極的に取り組んでいる。

今年度も、桜まつりの盛況ぶりから、交通整理員を増員配置し、駐車場におけるスムーズな流入流出を図り、周辺道路の混雑を緩和、解消するとともに、昨年10月からは、園内清掃と併せて公園施設内の3つのトイレの清掃回数を増やすなど、園内全体のクリーン化にも努めている。

また、桜の樹勢回復のためのクラウドファンディングでは、全国の寄附者や富士急行(株)など、大変多くの方々からの賛同を得ることができた。今後も、この寄附金を活用して、「新倉山浅間公園桜等整備計画」を新たに策定し、桜の樹勢回復にこれまで以上に精力的に取り組んでいく。

また、現在の展望デッキ周辺について、より利便性が確保されたものに改修するため、設計業務委託費の補正予算案を今定例会に上程している。これらの改善点等を通じて、公園としての機能の更なる向上に努めていく。

いずれにしても、新倉山浅間公園が国内外の皆様から名実ともに称賛されるにふさわしい公園となるよう、今後もしっかりと「おもてなし」の気持ちをもった管理運営を行っていく。

質問②

新総合体育館の整備について

1回目の質問

鐘山体育館、鐘山グラウンド、テニスコートを擁する「鐘山総合スポーツセンター」は昭和50年代後半に整備され、私たち市民のスポーツ、健康づくり、レクリエーション活動、



また憩いの場として、非常に大きな役割を持っている。しかし、特に鐘山体育館は、整備から40年近く経過し、老朽化による痛みが非常に激しく、市民のスポーツや健康づくりなどの拠点施設としての機能存続に危機感を抱いている。

このようなかで、市長は、4期目のマニフェストにおいて「育む」地域を育むの中に「新総合体育館の整備」を位置づけている。また、本定例会の所信において、「市民の皆様や

地域の皆様の「元気の源」となる拠点施設として、新たな総合体育館を整備する」と述べており、いよいよマニフェストに位置づけた「新総合体育館の整備」にとりかかるものと思う。

そこで、1点目として、この「新総合体育館の整備」をマニフェストに位置づけた理由について伺う。

市長のマニフェストにおける「新総合体育館」のイメージ図では、体育館の2面を使ってバレーボールの試合が行われ、周囲の大きな観客席で大勢の方が試合を観戦している様子が描かれており、現在の鐘山体育館と比べ、相当大規模なものがイメージされる。

そこで、2点目として、市長の考える「新総合体育館」の規模は、どの程度のものか伺う。

3点目として、イメージ図のような総合体育館の整備には、多額の費用を要するものと推測するが、この財源をどのように確保するのか伺う。

4点目として、今後、この「新総合体育館の整備」は、どのように進捗させていくつもりなのか、その考え方について伺う。

1回目の市長答弁

1点目の「新総合体育館の整備」

をマニフェストに位置づけた理由だが、スポーツは、そのものを楽しむことに加え、次の世代を担う子どもたちの体力の向上が図られること、また、スポーツを通じて市民と市民の絆がつけられること、そして市民の皆様の健康寿命を延ばすことができるなど、市民の皆様の元気の源となるものであり、イベントの開催などにより地域の活性化にもつながる。

本市には鐘山総合スポーツセンターがあるが、鐘山体育館メインアリーナは昭和56年に整備されたもので、施設の老朽化が進行し、また、施設の内容も現在のニーズに一部対応していないことから、利用団体などから様々な要望が出ている。このことから私は、市民の皆様や地域にとつての元気の源となるスポーツ拠点施設の整備が改めて必要と考え、新たな総合体育館の整備をマニフェストの「地域を育む」に位置づけた。

2点目の「新総合体育館」の規模については、私のマニフェストの「地域を育む」に位置づけた理由を念頭に置き、必要な規模を総合的に検討していく。

3点目の「新総合体育館の整備」の財源だが、当該事業は第10次北富士演習場使用協定における周辺整備事業5カ年計画にて要望しており、今後は、事業内容等の検討を進める過

程で整備に向け取り組んでいく。

4点目の「新総合体育館の整備」の進捗に向けては、鐘山体育館の在り方も含め、総合的な視点から検討していきたい。

具体的には、まずは庁内検討組織を新年度に立ち上げ、ここで、鐘山体育館の在り方も含め、設置場所や規模、整備計画や財源の確保などの方向性を決めていきたい。

2回目の質問

私は、「新総合体育館」の整備の検討において、鐘山体育館を含むことはもちろんのこと、「体育館」についてのみ検討するのではなく、鐘山グラウンドやテニスコートなども含め、老朽化が進む鐘山総合スポーツセンター全体についても検討すべきと考える。

鐘山グラウンド南側の現在使用されていない温水溜池、北側の未活用の市有地、西側の農村公園を活用し、鐘山総合スポーツセンターの拡大整備を検討する必要があると考える。

温水溜池の撤去や、急傾斜地を含む袋地に近い市有地の造成に多額の費用がかかるなど、非常にハードルの高いことは十分に承知しているが、鐘山総合スポーツセンターの拡大整備を含め、新総合体育館の整備につ

いて市長の考えを伺う。

また、「庁内組織を立ち上げて検討し、方向性を決めていく」とのことだが、方向性が出た段階において、どのような進め方を考えているのか伺う。

2回目の市長答弁

鐘山総合スポーツセンターの拡大整備を含む新総合体育館の整備についてだが、温水溜池や市有地、さらに農村公園の活用には、新総合体育館の整備費用以外に、多額の費用と多くの課題も生ずることが想定されるものの、奥協議員のお考えは、一考に値するものと考ええる。

庁内組織で方向性が出た後の進め方については、まずは、庁内検討組織において、設置場所、規模、整備計画、財源確保など、その方向性を決め、その後、幅広い視点から意見を聞くことのできる外部委員による検討組織を設置し、さらに多角的・総合的な検討を進めていきたい。

様々な課題や関係者等による幅広い意見を踏まえる中で、新総合体育館の整備に向け、積極的に取り組んでいく。

議案等の審議結果（3月定例会） ①

（賛成○／反対●／欠席△／賛成討論者☆／反対討論者★）

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一彦	渡辺利彦	戸田元寿	渡辺幸治	勝俣米治	横山勇志	桑原守雄	小俣光吉	渡辺貞治	前田厚子	羽田幸寿	勝俣大紀	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	渡辺大喜	藤原栄作	伊藤進	渡辺将	審議結果
報告第1号	専決処分報告について （令和元年度富士吉田市 一般会計補正予算第6号）	3/2 報告	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
議案第1号	令和2年度 富士吉田市一般会計予算	予算 特別	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第2号	令和2年度 富士吉田市国民健康保険 特別会計予算	予算 特別	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第3号	令和2年度 富士吉田市後期高齢者医療 特別会計予算	予算 特別	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第4号	令和2年度 富士吉田市介護保険 特別会計予算	予算 特別	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第5号	令和2年度 富士吉田市介護予防支援 事業特別会計予算	予算 特別	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第6号	令和2年度富士吉田市 看護専門学校特別会計 予算	予算 特別	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第7号	令和2年度 富士吉田市立病院事業会計 予算	予算 特別	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第8号	令和2年度 富士吉田市水道事業会計 予算	予算 特別	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第9号	令和2年度 富士吉田市下水道事業会計 予算	予算 特別	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第10号	富士吉田市若者交流施設 御師浅間坊の設置及び管 理に関する条例の制定に ついて	総務 経済	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

■議案等の審議結果（3月定例会）②

（賛成○／反対●／欠席△／賛成討論者☆／反対討論者★）

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺利彦	戸田元	渡辺幸治	勝俣米治	横山勇志	桑原守雄	小俣光吉	渡辺貞治	前田厚子	羽田幸寿	勝俣大紀	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	渡辺大喜	藤原栄作	伊藤進	渡辺将	審議結果	
議案第11号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第12号	富士吉田市特定空家等判定等審議会条例の一部改正について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第13号	富士吉田市印鑑条例の一部改正について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第14号	富士吉田市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第15号	富士吉田市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	建設 水道	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第16号	富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	建設 水道	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第17号	富士吉田市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について	建設 水道	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第18号	富士吉田市単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	建設 水道	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第19号	富士吉田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	建設 水道	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第20号	富士五湖ふるさと市町村圏基金に対する出資金に係る権利の放棄について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第21号	市道の認定について	建設 水道	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

■議案等の審議結果（3月定例会） ③

（賛成○／反対●／欠席△／賛成討論者☆／反対討論者★）

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺利彦	戸田元	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	桑原守雄	小俣光吉	渡辺貞治	前田厚子	羽田幸寿	勝俣大紀	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	渡辺大喜	藤原栄作	伊藤進	渡辺将	審議結果
議案第22号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第23号	訴えの提起について	3/2 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第24号	富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第25号	令和元年度 富士吉田市一般会計 補正予算（第7号）	総務経済	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第26号	令和元年度 富士吉田市下水道事業特別 会計補正予算（第4号）	建設水道	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第27号	令和元年度 富士吉田市国民健康保険 特別会計補正予算(第2号)	文教厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第28号	令和元年度富士吉田市一般 会計補正予算（第8号）	3/23 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

○委員会に付託された議案等の内容については、“委員会の審査から”をご覧ください。

○報告案件・即決案件の内容については、“報告案件・即決案件の内容”をご覧ください。

23日	18日	17日	16日	10日 12日	6日	3月2日
○各議案の採決 （閉会）	○各委員長からの報告 ○議案の追加提案 ○各議案の採決 （閉会）	○付託議案等の審査 建設水道委員会 ○付託議案等の審査 文教厚生委員会	○付託議案等の審査 総務経済委員会 ○付託議案等の審査 建設水道委員会	○付託議案等の審査 予算特別委員会 ○付託議案等の審査 総務経済委員会	○市政一般質問 付託 ○議案の追加提案・委員会 付託 ○議案の追加提案・委員会 付託	○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託 ○議案の委員会付託 ○議案の委員会付託

会期日程

政治家の寄付は禁止、有権者が 求めることも禁止されています

秘書などが代理で
出席する場合の
結婚祝



地域の運動会・
スポーツ大会への
飲食物などの
差入



お祭りへの
寄付・差入



町内会の集会・
旅行などの催物への
寸志・飲食物の
差入



みんなで徹底しよう
三ない運動

贈らない!

求めない!

受け
取らない!

これらのものも、政治家の寄付禁止の
対象となります。

落成式・
開店祝などの
花輪



病気見舞



お歳暮・お年賀



入学祝・卒業祝



葬儀の花輪・
供花



秘書などが代理で
出席する場合の
葬儀の香典



■問合せ 選挙管理委員会 ☎0555-22-1111 (内線 304)

年4回/15,000部市内全域配布

**ふじよしだ議会だより
企業広告大募集!**

※詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市役所 議会事務局
☎0555-22-0612 (直通)

ほけんの **荒井**

AIG

荒井損害保険企画

東京海上日動 富士吉田市松山 5-13-5

有料
広告